

## 物品供給契約書

供給すべき物品の表示

代 金 額 金 円也  
(うち消費税額及び地方消費税額 円)  
代金額の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人広島大学(以下「甲」という。)と供給者 ○○○○株式会社(以下「乙」という。)との間において、上記の物品(以下「物品」という。)について、上記の代金額で、供給契約を結ぶものとする。

- 第1条 乙は、甲に対し物品の供給をするものとする。  
第2条 物品は、国立大学法人広島大学○○○○○に納入するものとする。  
第3条 物品の納入期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。  
第4条 納品書は、国立大学法人広島大学○○○○○に送付するものとする。  
第5条 代金は、前月分をまとめて翌月1回に支払うものとする。  
第6条 代金の請求書は、その月分を取りまとめ、国立大学法人広島大学○○○○○に送付するものとする。  
第7条 契約保証金は、○○○○○する。  
第8条 この契約に定めのない事項は、別紙の広島大学物品供給契約基準によるものとする。  
第9条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方誠意をもってこれを解決するものとする。  
第10条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。  
第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号  
国立大学法人広島大学  
契約担当職 理事(財務・総務担当) ○○ ○○

乙